

## 札幌市児童福祉法施行条例の改正について

札幌市児童福祉法施行条例（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）については、厚生労働省令に定める基準に従って条例で定めている。

このたび、児童福祉施設等において感染症が蔓延した際の業務継続に係る課題や、昨今の子どもが巻き込まれる事故等の多発等を受け、これらの厚生労働省令等に定める基準が改正されたことから、本市の条例についても同様に改正を行った。

### 改正の主な内容

#### 1 安全計画の策定等

安全確保に関する取組を計画的に実施するため、事業所ごとに安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じるよう義務付ける規定を新設する。

#### 2 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画の策定を努力義務とすること、また、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための講ずるべき措置についての具体的な規定を新設し、又は改定する。

#### 3 送迎等により自動車を運行する場合の児童の所在確認

児童等の送迎を目的とした自動車を運行する時は、乗車及び降車の際に点呼等の方法により所在を確認するよう義務付ける規定を新設する。

### 施行期日

#### 1 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

#### 2 経過措置

上記「1 安全計画策定等」については、以下の期間は努力義務。  
令和5年4月1日～令和6年3月31日まで